

< 指定（15市町） >

**水戸市、古河市、かすみがうら市、大洗町、城里町、阿見町**

期 間：令和3年4月22日（木）～5月5日（水）まで

**【今回追加（9市町）】**

**土浦市、石岡市、下妻市、常総市、潮来市、**

**守谷市、筑西市、茨城町、五霞町**

**期 間：令和3年4月29日（木）～5月12日（水）まで**

※「感染拡大市町村」…直近1週間の陽性者が人口1万人あたり1.5人を超える市町村（国の指標（陽性者数）がStageⅢ相当）について、感染拡大や病床稼働状況等を総合的に判断して指定

※ 感染状況等により対象の追加，期間の延長を行う場合あり

感染状況の悪化が続くなど、感染拡大市町村のさらなる追加が見込まれる場合・・・

国に **まん延防止等重点措置** の適用要請を検討

**感染拡大市町村では、以下の要請内容について  
引き続き、ご協力をお願いします。**

## < 要請内容 >

- **不要不急の外出自粛**（他の地域との往来は最低限に、特に夜8時以降は徹底）
- **営業時間短縮の要請**  
対象業種…**全ての飲食店**（食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けている店舗）  
要請内容…午後8時から午前5時までの間の営業自粛（酒類の提供は午後7時まで）
- **会食を開催する場合、同居家族以外ではいつも近くにいる4人まで**
- **出勤者数の削減**（テレワークの積極的活用・時差出勤の活用）
- **催物（イベント等）開催制限**（上限5,000人かつ収容率50%以下とすること）

**大型連休期間中、他都道府県との往来については、  
極力お控えいただくよう、特にご協力お願いします！**

## 「他都道府県との往来」に関する対策の徹底

■ **本県では現在、感染が拡大**しています。

※4/25現在、直近1週間の陽性者数が、人口10万人あたり15人を超えている状況。

(県民の皆様へ)

■ **今年の大型連休期間中は、他都道府県との往来は極力自粛。**

■ **テレワークやウェブ会議などを活用し、外出機会を縮減。**

(他都道府県にお住いの皆様へ)

■ **今年の大型連休期間中は、茨城に来ないでください。**

**感染状況が落ち着きました後、ゆっくりと本県の観光・レジャー等をお楽しみください。**

## 「会食」に関する対策の徹底

- **親戚や仲間との集まりも含め、会食を開催する場合、同居家族以外ではいつも一緒にいる4人まで**
- ※ **食事の際の会話は、飲酒の有無、昼夜・場所に関わらず、感染が生じやすい場面です。野外での飲食も控えてください。**
- 「いばらきアマビエちゃん」 **登録店舗を利用**、利用時は**全員利用登録**
- あらかじめ時間を設定して**短時間・少人数で開催**
- **大声、回し飲み、箸の共用は避け、会話するときは必ずマスクを着用**
- 体調に異常がある場合は参加しない

「マスクなし」をなくしましょう！



## 登録店舗の皆様へ

利用者全員が「いばらきアマビエちゃん」の登録を済ませていることを必ず確認してください（あるいは連絡先を記録）

(すべての県民の皆様へのお願い)

## 基本に立ち返り、正しい対策を！ 変異株でも対策は同じ。

### 「マスク」は正しくつける！

- 飛沫は鼻からも拡散。マスクはしっかり着けよう！（鼻やあごもカバー）
- 「マスクなし」をなくしましょう！

### 「手洗い」のタイミングに注意！

- 石けん等で、しっかり手洗いすれば、手についたウイルスは減らせます！
- 帰宅時（職場や学校への到着時）、食事や調理の前後、共有物（ドアノブ等）にさわった後などのタイミングでは、手を洗いましょう ※手荒れにも注意
- 手を洗う前に、目・鼻・口をさわらないようにしましょう

### 「社会的距離」の確保（1～2m）

- 3密（密集・密接・密閉）を避けましょう！
- 野外でも、社会的距離（なるべく2m、最低1m）を確保しましょう

### 「換気」をこまめに（30分に1回以上）

- 部屋の空気が入れ替わる様に、対角上に窓や扉を開けましょう

### 「差別の禁止」の徹底

- 感染者やその家族、医療従事者等への不当な差別的取扱いは絶対にやめてください



# 営業時間短縮要請に係る協力金

茨城版コロナNext<sup>Ver.3</sup>

**土浦市、石岡市、下妻市、常総市、潮来市、守谷市、筑西市、茨城町、五霞町**  
の対象事業者は、営業時間の短縮に御協力をお願いします。

要請の期間	令和3年4月29日（木）から令和3年5月12日（水）まで（14日間）
要請の対象業種	<b>全ての飲食店</b> （食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けている店舗の事業者） ※テイクアウト・デリバリー・イートインは要請の対象外であり、午後8時以降も営業可
要請する内容	・午後8時以降午前5時までの間の <b>営業自粛</b> ・酒類の提供は午後7時まで
協力金の支給 （要請期間全て に協力頂いた店 舗が対象）	○ 中小企業1店舗1日あたりの支給額 売上高3,000万円以下／年： <b>2.5万円</b> 売上高3,000～1億円／年： <b>2.5～7.5万円</b> （売上高に応じて算定） 売上高1億円以上／年： <b>7.5万円</b> ○ 大企業も対象（算定式は別途） ※今回新たに要請する対象は9市町村で合計約2,500事業所 ○ 協力金は、 <b>5月早期</b> に申請受付開始
問い合わせ先	茨城県 営業時間短縮要請及び協力金問い合わせ窓口 TEL：029-301-5393 受付時間：9時から17時（平日のみ）

水戸市、古河市、かすみがうら市、大洗町、城里町、阿見町の  
全ての**飲食店**（要請対象：約3,000事業所）に対して、  
令和3年4月22日（木）～令和3年5月5日（水）（14日間）まで**営業時間の短縮を要請中**

## ◆ 感染状況の悪化が継続

- ・ 陽性者数は、前週比**124%**
- ・ 経路不明者は、前週比**110%**
- ・ 水戸市の陽性者数は、直近2週間で県内の2割を占める150名以上



このペースで感染拡大が続くと  
1週間後には**78名/日**  
2週間後には**115名/日**

※4/26現在速報

## ◆ 病床稼働数が急速に増加

- ・ 病床稼働数は、**180床**に到達（185床超で「コロナNext」Stage3）
- ・ 重症病床稼働数は、**13床**に到達（2/19以来のStage3）

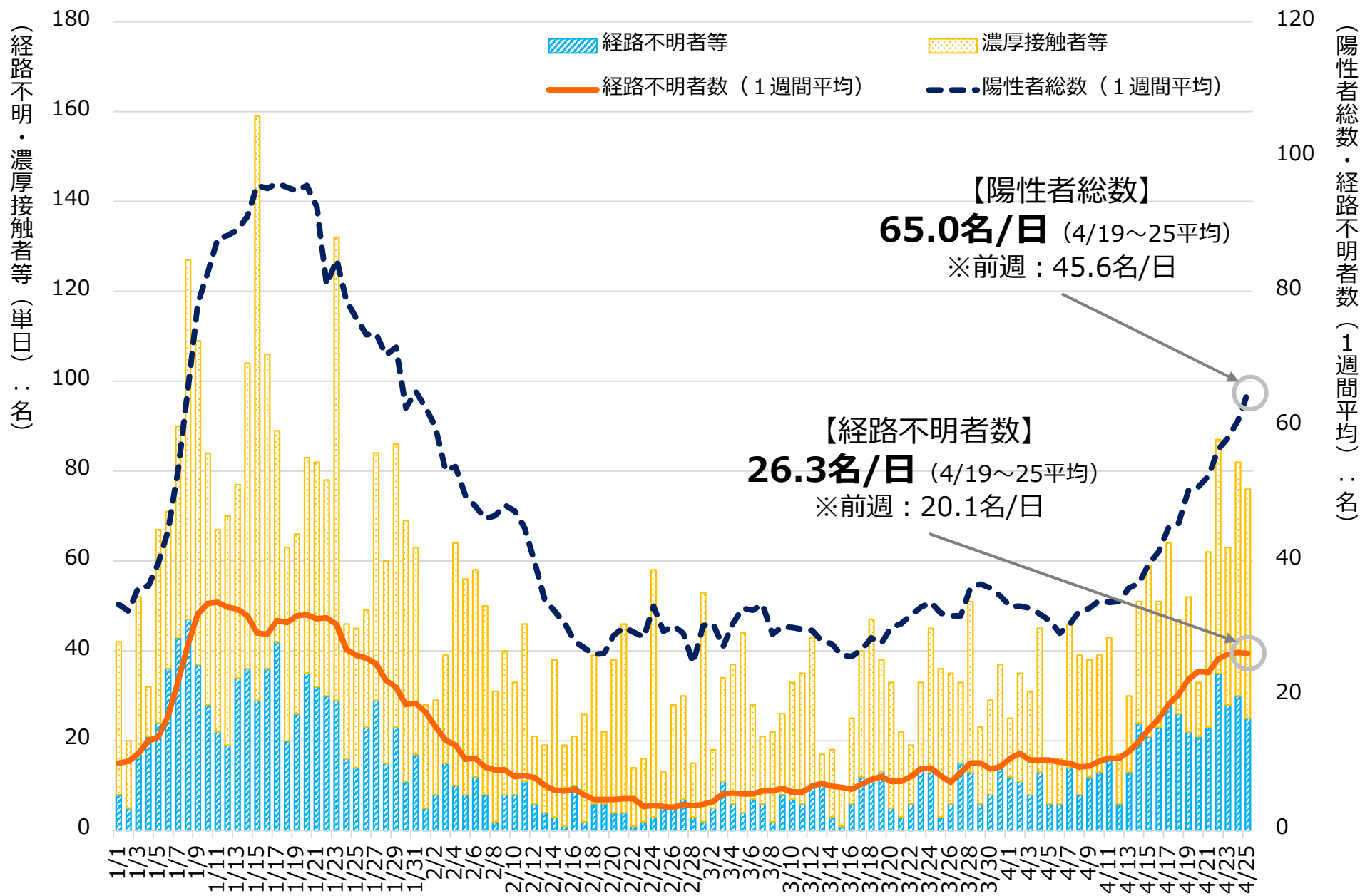
※4/25現在

## ➤ 「茨城版コロナNext」の判断指標（4/25現在）※カッコ内は先週同一曜日（4/18）の値

県内の医療提供体制		県内の感染状況	
①病床稼働数	②重症病床稼働数	③1日当たりの陽性者数 （1週間平均）	④陽性者数のうち濃厚接触者 以外の数（1週間平均）
<b>180</b> 床	<b>13</b> 床	<b>65.0</b> 名	<b>26.3</b> 名
Stage2	Stage3	Stage3	Stage3
（ 136 床 ）	（ 8 床 ）	（ 45.6 名 ）	（ 20.1 名 ）

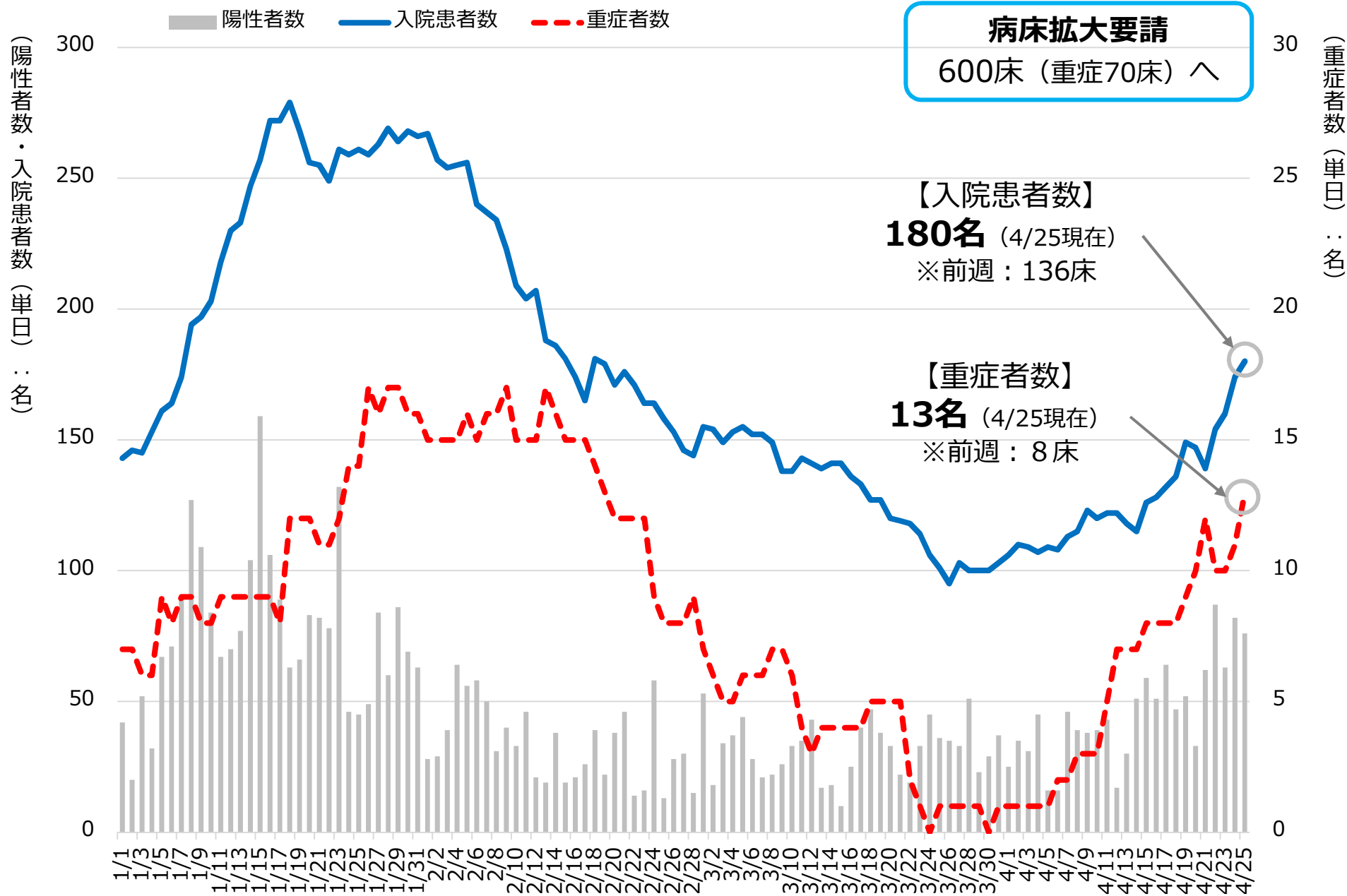


# 県内の感染状況の推移





# 県内の病床稼働状況の推移



# 本県の感染状況（市町村別）

茨城版コロナNext Ver.3

<人口1万人当たりの新規陽性者数>

**2.5人以上**（国指標のステージⅣ相当）

**1.5人以上**（国指標のステージⅢ相当）

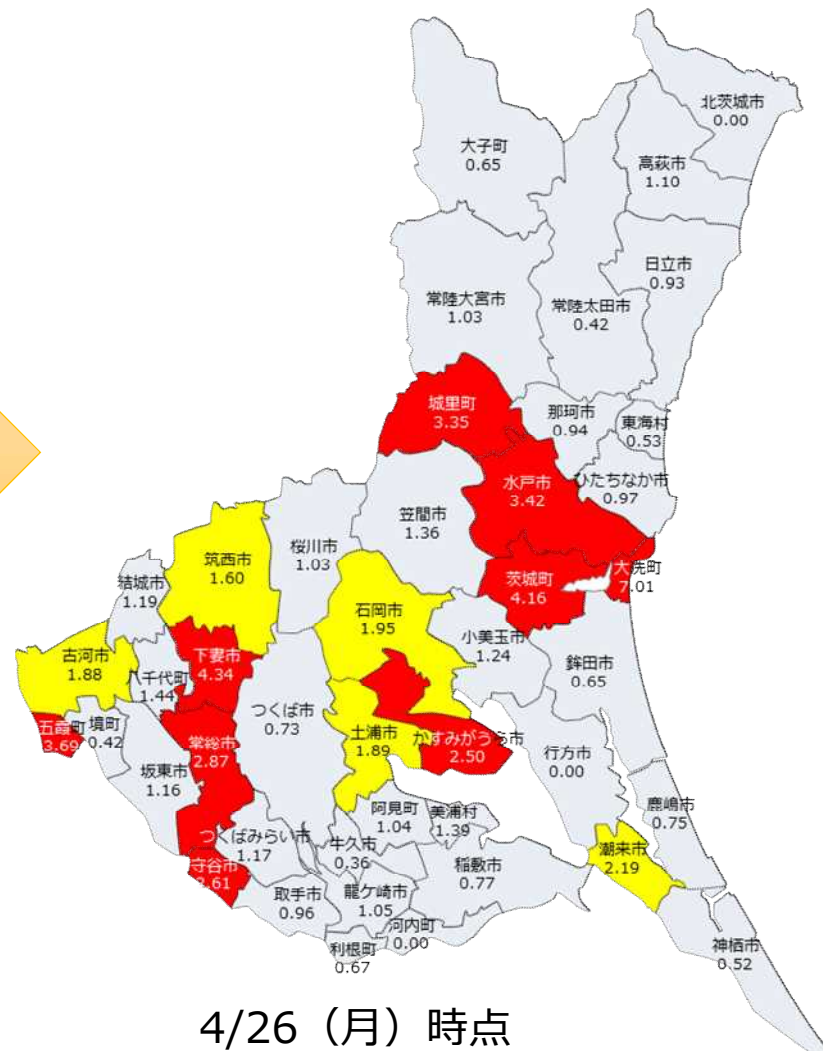
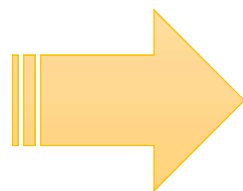
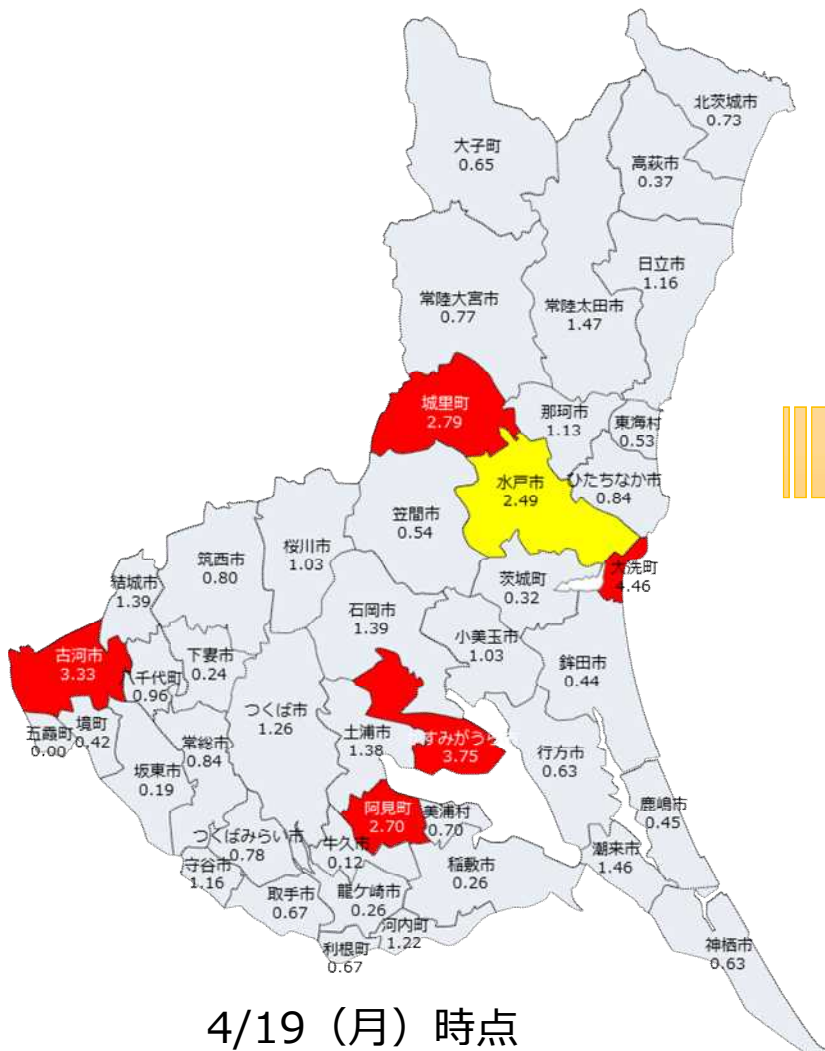
※ステージⅣ：

爆発的な感染拡大が起き、医療提供体制が機能不全

※ステージⅢ：

感染者数が急増し、医療提供体制に支障

（各ステージは、病床稼働率や感染者数を総合的に判断）



# 国の分科会による指標への当てはめ

4/23現在 ※本県は4/25	医療提供体制の負荷				感染の状況		
	①医療のひっ迫具合			②10万当たりの療養者数	③陽性率	④1週間10万人当たりの新規陽性者数	⑤感染経路不明割合
	入院医療		重症者用病床				
	確保病床の使用率	入院率	確保病床の使用率				
<b>ステージⅢ</b>	20%以上	40%以下	20%以上	20人/10万人以上	5%以上	15人/10万人/週以上	50%以上
<b>ステージⅣ</b>	50%以上	25%以下	50%以上	30人/10万人以上	10%以上	25人/10万人/週以上	50%以上
<b>茨城県</b>	<b>30</b>	<b>適用外</b>	<b>19</b>	<b>19</b>	<b>4.9</b>	<b>16</b>	<b>40</b>
宮城県	53	適用外	28	39	5.5	16	45
埼玉県	32	適用外	15	26	4.1	17	46
千葉県	24	28	6	18	6.5	15	49
東京都*	27	30	33	38	5.7	33	59
神奈川県	26	適用外	15	17	5.8	16	51
愛知県	32	適用外	12	29	5.2	20	45
京都府*	56	25	28	39	7.5	30	47
大阪府*	83	11	84	167	7.9	90	64
兵庫県*	83	17	74	76	15.6	59	58
愛媛県	34	適用外	24	29	9.5	19	30
沖縄県	90	35	65	89	6.7	51	60

※ \*印は緊急事態宣言発令地域

# 緊急事態措置等の強化・緩和に関する判断指標

茨城版コロナNext Ver.3

(令和3年2月5日改定)

<b>茨城県全体Stage</b> (判断指標) ※①②は単日、③④直近1週間の平均値		Stage4 感染爆発・医療崩壊のリスクが高い状態	Stage3 感染が拡大している状態	Stage2 感染が概ね抑制できている状態	Stage1 感染が抑制できている状態	現在の状況 4/25時点 ①②: 単日の数値 ③④: 4/19~4/25の平均値 ( )内はいずれも前週の数値
県内の医療提供体制	①病床稼働数	287床超	287床以下	185床以下	67床以下	180床 (136床) ※Stage2に該当
	②重症病床稼働数	24床超	24床以下	12床以下	7床以下	13床 (8床) ※Stage3に該当
県内の感染状況	③1日当たりの新規陽性者数	100人超	100人以下	60人以下	20人以下	65.0人 (45.6人) ※Stage3に該当
	④陽性者のうち、濃厚接触者以外の数	40人超	40人以下	25人以下	10人以下	26.3人 (20.1人) ※Stage3に該当

(令和3年4月25日現在) 総合的に判断し **Stage 3**

# 法令（政省令等含む）上のまん延防止・緊急事態宣言の違い

	まん延防止等重点措置	緊急事態宣言
対象区域	政府対策本部長が、国指標ステージⅢ相当で感染拡大の状況を勘案して、一定の区画や市町村単位で適用	政府対策本部長が、国の指標ステージⅣ相当で、都道府県単位で宣言
措置の内容	<p>知事が一定の区画や市町村単位で以下を要請</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 時短要請（20時まで）</li> <li>* 飲食店におけるカラオケ施設の利用自粛、酒類の提供中止の要請</li> <li>* 商業施設、学校等へ営業時間短縮や入場整理の働きかけ（大規模集客施設への働きかけを強化）</li> <li>■ イベント等開催制限 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 観客5,000人が上限</li> </ul> </li> <li>■ 外出自粛要請</li> </ul>	<p>知事が(原則)県内全域に以下を要請</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 時短要請（20時まで）・休業要請</li> <li>* 飲食店におけるカラオケ施設の利用・酒類の提供はできない</li> <li>* 1千㎡超の大型商業施設へ休業要請</li> <li>■ イベント等開催制限・停止を要請 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則無観客での実施</li> </ul> </li> <li>■ 外出自粛要請（特に20時以降）</li> <li>■ 公立施設の閉園・閉館を検討</li> <li>■ 高齢者施設等従事者の検査等</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 県民に対し、20時以降に飲食店等に入入りしないことを要請</li> <li>■ 飲食店に対し、マスク着用等の周知、措置を講じない者の入場禁止等を要請</li> <li>■ 休校は求めない、部活動・課外活動の制限又は自粛</li> <li>■ テレワークの働きかけ（出勤者の7割削減を目指す）</li> </ul>	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p><b>※措置を行う場合は有識者の意見聴取が必要（まん延防止・緊急事態共通）</b></p> </div>	
さらに強力な措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 要請に従わない事業者へ命令・公表できる</li> <li>※有識者の意見聴取が必要</li> <li>■ 命令に違反した場合20万円以下の過料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 要請に従わない事業者へ命令・公表できる</li> <li>※有識者の意見聴取が必要</li> <li>■ 命令に違反した場合30万円以下の過料</li> </ul>

# 協力金交付要綱等で国から求められている事項

	まん延防止等重点措置	緊急事態宣言
大規模商業施設等に対する休業要請協力金等	(休業要請なし)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大規模商業施設 (1,000㎡以上のみ) 20万円/日</li> <li>※東京都のみ1,000㎡未満の施設への支援金を支給 (都独自)</li> <li>● 大型商業施設に入居するテナント 2万円/日</li> <li>* 国の交付金措置あり (国：8割、地方負担2割)</li> </ul>
飲食店等に関連する事業者への一時金	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 対象 飲食店と直接・間接の取引がある全国の事業者</li> <li>○ 支給額 法人20万円/月、個人10万円/月</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 対象 ・ 飲食店と直接・間接の取引がある事業者 ・ 外出自粛による直接的な影響を受けた事業者</li> <li>○ 支給額 法人20万円/月、個人10万円/月</li> </ul>
飲食店に対する時短要請協力金	<p>1店舗当たり <b>3万円～10万円/日 (1日の売上高×0.4)</b>                      として国の交付金措置あり (国：8割、地方負担：2割)                      ※県独自の場合は、<b>2.5万円～7.5万円 (1日の売上高×0.3)</b></p>	
県が行うべき取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 措置区域内の<b>全ての飲食店</b>に対し、<b>時短要請の働きかけが必須</b></li> <li>・ 措置区域内の<b>全ての飲食店のガイドラインの遵守状況※</b>を見回り</li> </ul> <p>※①アクリル板等 (パーティション) の設置 (又は座席の間隔の確保)                      ②手指消毒の徹底 ③食事中以外のマスク着用の推奨 ④換気の徹底</p>	